

ハッピー・パートナー企業登録の主なメリットの概要（助成金、金利優遇等）

メリット（抜粋）	概要
金利優遇（制度融資）	連携金融機関において、登録企業に対する事業資金の貸出金利を優遇 【対象等】 事業に要する運転資金又は設備資金（0.2～0.4%軽減） 【連携金融機関】 日本政策投資銀行、商工中金（詳細は県ホームページをご覧ください）
男性の育児休業取得促進助成金 ※1申請には【イクメン応援プラス認定】の取得が必要 ※2休業取得者の職場復帰後2か月以内に申請する必要あり	県内事業所に勤務する男性労働者に所定の育児休業を取得させた場合に、労使双方に助成金を支給 【主な要件】 ・連続14日以上（勤務を要しない日を含む）の育児休業の取得 ・職場復帰後1ヶ月以上の雇用継続 【交付対象】 休業取得者及び事業主（自治体を除く） 【助成額】 各5万円
子育て有給休暇制度創設奨励金 ※1 事前に【子育て応援プラス認定】の取得が必要。（認定申請日より前に創設した場合は対象外） ※2 創設から1か月以内の申請が必要 ※3 詳細は別に定める標記奨励金制度の要綱を参照	子育てのための有給休暇制度を創設した場合に奨励金を支給（年次有給休暇制度とは別に創設） 【主な要件】 ・①子の学校等行事参加、及び、②子の看護含む年5日以上の有給休暇制度の創設 ・休暇の取得対象となる子の範囲は義務教育修了時（中学卒業）まで 【交付対象】 事業主（自治体及び独立行政法人を除く県内企業） 【交付額】 30万円
妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金 ※1 事前に【子育て応援プラス認定】取得が必要（認定申請日より前に創設した場合は対象外） ※2 創設から1か月以内の申請が必要 ※3 詳細は別に定める標記奨励金制度の要綱を参照	妊娠・出産関連の有給休暇制度を創設した場合に奨励金を支給 【主な要件】 ・①産前8週以上の産前休暇、又は、②つわり等の妊娠障害に対する7日以上有給休暇制度の創設 ※②については、医師の診断の有無にかかわらず休暇取得を可能とすること 【交付対象】 ・事業主（自治体及び独立行政法人を除く県内企業） 【交付額】 30万円
金利優遇（従業員向け金融商品） ※1事前に【子育て応援プラス認定】の取得が必要 ※2金融機関での適用開始は翌月（又は翌々月）以降の初日	連携金融機関において、従業員に対する金融商品の貸出金利、定期積金等の金利を優遇。 【対象等】 従業員向けの教育ローン、マイカーローンなど（取扱商品等の詳細は連携金融機関へ直接確認） 【連携金融機関】 第四、北越、大光、県内10信金・1信組（詳細は県ホームページを参照）